

日本電気技術規格委員会における日本機械学会規格の承認と電気事業法の審査基準としての運用要請、
及び民間規格の改定の審議について

日電規委17第034号
平成18年1月13日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり提案のあった民間規格が、電気事業法に基づく発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(以下、「省令第51号」という)の技術要件を満たし同省令の審査基準として使用できることを審議・評価し、経済産業省原子力安全・保安院に運用要請すること、及び民間が自主的に制定し使用する規格の改定の審議を予定しておりますので、お知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

- (1) 日本機械学会「発電用火力設備規格 2005年追補版」の審査基準としての評価*
 - (2) 日本電気技術規格委員会規格「JESC E0004(1999)配電規程(低圧及び高圧)」の一部改定について - 「配電線路雪害対策技術指針」(JEAG7101)の取り込み
 - (3) 日本電気技術規格委員会規格「JESC E0006(2000)地中送電規程」及び「JESC E0004(1999)配電規程」の一部改定について - 水底電線路の規定の取り込み
- *印は、経済産業省原子力安全・保安院に提出する予定の案件

2. 案件の趣旨・目的、内容等について

- (1) 日本機械学会「発電用火力設備規格 2005年追補版」の審査基準としての評価

a. 審査基準として使用できることの確認を要請した委員会

(社)日本機械学会の発電用設備規格委員会

b. 要請の趣旨、目的、内容等

「発電用火力設備規格」は、「省令第51号」に定める技術要件を満たす民間規格として(社)日本機械学会で制定されたものです。同学会から、「発電用火力設備規格 2005年追補版」(以下、「追補版」という。)が、「省令第51号」への適合性を審査する審査基準として当該規格を使用できることを日本電気技術規格委員会で評価し、国へ審査基準としての運用要請をすることを要請されています。

追補版の適用範囲(対象設備等)は、「省令第51号」の第2章及び第10章に規定される「ボイラ、独立過熱器又は蒸気貯蔵器及びその附属設備」及び「溶接部」で、ASME規格(Section , Section division1, B31.1, Section , Section)を基にして、日本の実情に合わせASME規格の修正、除外、JIS等の補完により作成されています。

追補版は、発電用火力設備規格(2003年版)を補完することを目的に、下記事項の見直しを行っております。

- ・品質保証システムの要求事項の明記。
- ・「発電用火力設備の技術基準の解釈(平成12年度版)」別表第1より引用している火力技術基準材(高クロム鋼)の許容引張応力の見直し。
- ・「発電用火力設備の技術基準の解釈(平成14年度版)」第4条第1項ただし書きを引用

- 等している規定の見直し。
- ・「有壁技量」,「溶接施工法・溶接士技量に対する第三者による技術基準適合確認」及び「民間製品認証制度への適用」について「補遺」に明記。
- ・誤字・脱字等表現上の修正。

(2) 日本電気技術規格委員会規格「JESC E0004(1999) 配電規程(低圧及び高圧)」の一部改定について - 「配電線路雪害対策技術指針」(JEAG7101)の取り込み

a. 規格案の改定を作成した委員会

(社)日本電気協会の配電専門部会

b. 民間規格の改定の趣旨, 目的, 内容等

「配電線路雪害対策技術指針」(JEAG7101)は, 供給信頼度の向上を目的とし, 架空配電線路における雪害対策を示した日本電気協会の指針として昭和 45 年にまとめられました。その後, 新技術の導入並びに昭和 55 年に発生した大規模な雪害での教訓等を織り込み, 昭和 58 年に改定されています。

今回, 同指針の内容を新技術の採用も含めて今日的な内容に見直し, 配電規程(低圧及び高圧)に織り込むことが, 平成 17 年 12 月に(社)日本電気協会の配電専門部会で承認され, 日本電気技術規格委員会に同委員会規格として評価・承認を要請されたものです。

(3) 日本電気技術規格委員会規格「JESC E0006(2000) 地中送電規程」及び「JESC E0004(1999)配電規程」の一部改定について - 水底電線路の規定の取り込み

a. 規格案を作成した委員会

(社)日本電気協会の送電専門部会及び配電専門部会

b. 民間規格の制定の趣旨, 目的, 内容等

水底電線路の施設については, 電気設備の技術基準の解釈第 146 条で規定されており, ケーブルを堅ろうな管に収めない場合は, 「金属線」による「がい装」を施すこととなっています。

現在, 腐食や電食に対する長期信頼性向上への期待から, 非金属線(FRP 線等)を金属線によるがい装に加えたケーブルの製造が可能となっていますが, 前記規定には非金属線の使用について明記されていないことから, 判断に迷うことがありました。

このため, 前述の水底ケーブルの使用を明確にすることを目的として, 地中送電規程及び配電規程の「水底電線路」の見直しを行うことが, 日本電気協会の送電専門部会及び配電専門部会で承認され, 日本電気技術規格委員会に同委員会規格として評価・承認を要請されたものです。

3. 経済産業省原子力安全・保安院への提出及び民間自主規格発行予定日

平成18年2月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で閲覧が可能です。また, 郵送による資料の送付も行っていますので, お問い合わせ下さい。ただし, 複写代及び郵送代の実費をご負担下さい。

(問い合わせ先, 意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電 話 :03-3216-0553 内線 255

Fax :03-3214-6005

E-mail :staff@jesc.gr.jp

所在地 :〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館4F

5. 意見提出期間

受付開始日 平成18年1月13日(金)

受付終了日 平成18年2月13日(月)

6. 注意事項

ご意見は,氏名・連絡先(住所,電話番号,Fax 若しくは電子メールアドレス)を明記し,書面若しくは電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

また,頂きましたご意見等につきましては,連絡先を除きすべて公開される可能性があることをご了承下さい。

備考: 日本電気技術規格委員会は,電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議,承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会で,上記案件は,委員会の規約に基づいて公表するものです。